## 適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ 収	<del>、、</del> 、 受印、																												1	/	2]
令和	年	月	F		住法本	折 〕	マード の		計所		(〒 : (法) (法) <b>広島</b>	人の場	計合σ.	)み公	表さ	きれま		- 2	. 0	- 3	3 0	4										
				申	主がの	た 所	る <u></u>	下 存 在 ナ	所地	Í I										(官	直話	番爿	를			_			_			)
					納		税		地		(〒)				_		8	- 2	0	- 3	3 0	4										
				請	(	フ	リメ	j ナ	)	    ⊗	カ) グ	П-	۸° ۶	711						(冒	[話	番号	<u> </u>					_	_	<u> </u>		)
					氏彡	名	又	ま 名	,称	; ;	株式	会社	仕	g	r	o w	'	рє	e t	a .	1											
				者	(法			ガーナー 場っ			オカ゛5 小川		-																			
_ 広	島東	_ 税務	署長縣	Ľ.	代		者	氏	名 		וויניני		<b>К</b>	ā														_				
					法	人		番	号		4	2		4	_	0	0	_	0		1		0		5			7		5		1
公表さ 1 申 2 法 なお	れま 計 計 計 計 人 し た し た し た し た し た し た り し た り し た り し た り た り	書すの人記用 に。氏格1漢 記 名の及字	又は名 ない社 び2の	称 :団等 ぞ ほか、	を除く 登録	。) :番 <sup>兒</sup>	にま 号及で	かつて ド登録	ては、 录年 <i>。</i>	、 本 月 日	x店! i が!	又は 公表	主だされ	たる れま	事す	務戸。	〒の)	所有	主地													ジで
	Z成28 · 当	とお 年法 該 申 記 令和 5	津第15 青書は	·号) 、所 <sup>。</sup>	第 5 章 得 税 🧎	条 <i>σ</i> 去等	規 この -	定に - 部 を	よる を改	改 正	正るする	多の る法	消	費種	兑 治	去第	57	条(	カ2	第	5 2	項	の ラ	規定	官に	によ	Ŋ F	申請	青し	ま	す。	,
		€3月3 は、原見			和 5 年	羊10	月 1	日(3	こ登	録	され	ま	す。																			
					20	の申	請書	を提占	出する					-		iする	5事	業者	針の[	<b>玄</b> 矣	子に, 						付几	ノて	. < 7	ぎさ	Į, ν <sup>c</sup>	
事	業	者	区	分	1	欠葉	「登釒	录要件	この確	☑ 註認.		<b></b>   税				ださ	い。	ま	た、	免 ,	 税 事			i事 că			易合	にに	<b>よ</b> 、	次芽	ŧΓ	免税
令判合こなが のかあ	より ま 和 5 <sup>4</sup> 請 ま た こ 。	∓ 6 月 3 : 提出す とにつる	業者と 30日) ること き困難;	なまがでま なででき 情	事			忍」 横																								
税	理	士	署	名	1 71/	里士理士		長	谷川	会	計									(信	<b>電話</b>	番号	락	08	2	_	27	2		58	68	)
	整理				部門			Т.	請	午	н г				J:	F.	J	-	r	ì	通		言	-	-	付		印	確			
務一	番号	<i>Б</i> п тш		/r·	番号		ы	番 /		+	力 「	<del> </del>	身	/元	_	F  ] 済		1	確認書類		固人者		カー	年 ド/	通知	月 ヵー	ド・道		認 免許。			
処 / 理 -		処 理番 号		年 <u></u>   <sub> </sub>		 		確調						[認		] 十												I				

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
  - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
  - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

## この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名	又は名称	株式会社 g	row petal						
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。									
免	(平成28年法律第15号) 附則第44条第4項0	り規定の適用	目を受けよう	とする事業者						
税	※ 登録開始日から納税義務の免除の規定	どの適用をŚ	受けないこと	となります。						
事	個人番号									
業	事生年月日(個		法人 事 業	自 月 日 年 度						
     者	*	日	のみ 記載 資 本	至 月 日						
	容			会 円						
の	等 事 業 内 容									
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除のまでの間のいずれかの日 までの間のいずれかの日 は 1 までの間のいずれかの日 またの間のいずれかの日 またの これ									
認	規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け ようとする事業者 <b>令和</b> 年 月 日									
	=== 0 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 ×									
登										
録要	※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ い。									
件										
0	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)									
確		つた日から 2	 2年を経過して	はい □ いいえ						
認	・			40 0 000						
参										
考										
事										
項										